

平成 27 年 11 月 5 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

組合事務所不法占拠に影響を受ける新たな施設工事に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

市役所敷地内の子ども会館・子どもの家等施設の建設計画・目的に係る件

2 質問の要旨

子ども会館・子どもの家施設等の建設に係る旧 901 号室を含む旧庁舎の解体は昨年 12 月定例会の補正予算可決により認められ、既に肅々と、旧庁舎の解体工事及び新施設の建設工事が進められているべきところ、現在に至るも、鎌倉市職員労働組合が、解体されるべき旧 901 号室から立ち退かないために、未だ何らの進展を見ていない。

そこで解体後の全て新施設の建設目的・計画について以下の項目を明らかにされたい。

1. 旧庁舎解体の遅滞によってその計画に影響を及ぼす、すべての新施設の用途、規模、収容定員の数等を明らかにせよ。
2. 1 で明らかにした其々の新施設の建設計画は、いつ頃定まったか
3. 1 で明らかにした其々新施設は当初の目的では何時ごろから供用が開始される予定であったか
4. 現在の鎌倉地域の子どもの家、子ども会館の行政課題は何か、すべて明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 11 月 6 日まで) ・ 無

(理由：議会再開の後に緊急質問を実施する為。可及的速やかに且つ誠実に答弁をすることを求める。)